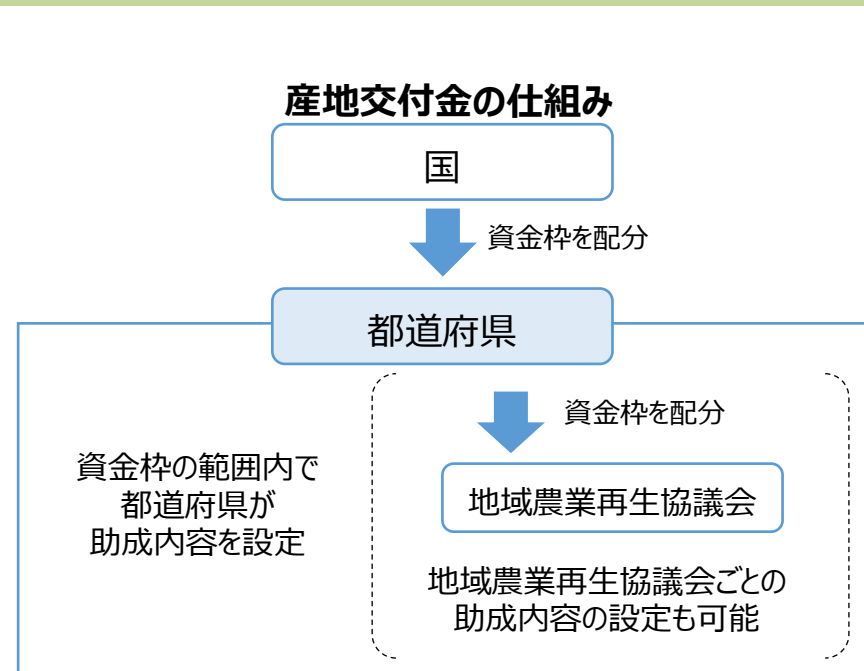


10 産地交付金の見直し

<対策のポイント>
産地交付金については、水田を活用し、地域の特色を活かした産地形成の促進に一定の効果上げてきましたが、既に産地化している品目への支援が固定化するなど、支援の効果検証とその結果に基づく支援内容の見直しがされていない等の課題があります。
このため、水田・畑に関わらず、効果検証とそれに基づく支援内容の見直しを適時適切に実施し、地域の実情に応じて効果的な産地形成が促進される仕組みに見直します。

<事業の内容・イメージ>



- 都道府県や全国の地域再生協への調査で明らかとなった課題
- ① 都道府県や地域の設定目標が「作付面積の拡大」に偏在し、生産性・収益性向上や、供給の安定化といった効果を評価できる目標がない
 - ② 効果検証を踏まえた支援内容の見直しがされていない
 - ③ 都道府県への配分基準に透明性がないとの指摘

- 対応
- ① 品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する定量的な目標を設定
 - ② 都道府県や地域による支援の効果の評価・検証をし、PDCAを適切に行って、支援内容の随時の見直しを行う
 - ③ 客観的指標に基づく配分の透明化等を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討

- (参考) 作付面積以外の目標の設定例
- ・ 実需者の求める大豆品種への切り替えに向けて、品種導入割合の目標を設定（宮城県大崎市）
 - ・ 小麦のタンパク質含有率、麦・大豆の等級基準の達成者割合の目標を設定（山口県）
 - ・ 輪作体系を確立し、連作障害を回避、各作物の単収向上の目標を設定（北海道岩見沢市等）
 - ・ 安定的な供給体制の確保に向け、複数年契約の割合に関する目標を設定（茨城県）

今後

※配分の設定主体は都道府県を基本とします。
※配分方法時、中山間地域等の条件不利地域に配慮します。